

(資料1)

債権差押命令申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年11月 日

申立人債権者代理人

弁護士 横 井 太 郎

当事者 } 別紙目録のとおり
請求債権 }
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の“執行力のある判決正本に表
示”された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務
者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求めらる。

添 付 書 類	添 付 書 類
1、執行力のある判決の正本	1通
2、判決送達証明書	1通
3、資格証明	2通
4、住民票	1通
5、委任状	1通

以上

(資料2)

当事者目録

(債務名義上の住所)

〒210-0000

川崎市川崎区〇〇町××番地×←債務名義上の住所と異なる場合は住民票にてその際
がりを確認し添付して申立する

(現住所)

〒231-0000

横浜市中区□□町△△番地△
債権者 川 崎 三 郎

〒231-0000

横浜市中区日本大通〇〇

横井法律事務所

債権者代理人

弁護士 横 井 太 郎

〒220-0000

横浜市西区みなとみらい〇〇 ←当事者に法人が入る場合は法人登記簿謄本を添付

債務者 小 田 原 株式会社

代表者代表取締役 小 田 原 二 郎

〒100-0005

東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

第三債務者 株式会社三菱横浜UFV銀行

代表者代表取締役 ○山金太郎

(送達場所)

〒220-0000

横浜市西区みなとみらい××

第三債務者 株式会社三菱横浜UFV銀行みなとみらい支店

(資料3)

請求債権目録

金1,059,006円
横浜地方裁判所平成20年(ワ)第○×□号事件の執行力のある判決正本に表示された下記債権並びに執行費用。

1) 金1,000,000円

但し、判決主文第1項による。

2) 遅延損害金 50,156円

但し、上記1) 金1,000,000円に対する平成19年11月7日から11月7日まで年5分の割合による

平成19年11月7日～平成19年12月31日

1,000,000×0.05×55÷365=7,534円

平成20年1月1日～平成20年11月7日

1,000,000×0.05×312÷366=42,622円

3) 執行費用 金8,850円

執行文付与手数料

金 300円

判決正本送達証明手数料

金 150円

本差押命令申立手数料

金 4000円

書面作成料及び

提出費用

金 10000円

差押命令正本送達費用

金 2820円

陳述書の送付費用

金 500円

通知書送付費用

金 80円

(資料4)

差押債権目録 (預金債権差押の場合)

金1,059,006円

但し、債務者が第三債務者(四差横浜JFV銀行みなとみらい支店扱い)に對して有する下記預金債権のうち下記に記載する順序に従い預金金額に滞つるまで。

記

1、差押のない預金と差押のある預金があるときは、次の順序による。

(1) 先行の差押え・仮差押えのないもの。

(2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの。

2、円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

(1) 円貨建預金

(2) 外貨建預金

(差押が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電匯買相場により換算した金額(外貨)。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。)

3、数種の預金があるときは次の順序による。

(1) 定期預金

(2) 定期積金

(3) 通知預金

(4) 貯蓄預金

(5) 納税準備預金

(6) 普通預金

(7) 別段預金

(8) 当座預金

4、同種の預金が複数ある時は口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金がある時は、預金の付せられた番号の若い順による

(資料5)

差押債権目録 (給与差押の場合)

金 2,601,389円

債務者が第三債務者から支給される本命令送達日以降支払期の到来する、下記債権にして頭替金額に満つるまで。

記

1. (1) 給料 (基本給と諸手当、但し、通勤手当を除く) から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1
(但し、上記残額が月額44万円を超えるとときは、その残額から33万円を控除した金額)
 - (2) 賞与から(1)と同じ税金などを控除した残額4分の1
(但し、上記残額が44万円を超えるとときは、その残額から33万円を控除した金額)
2. 上記(1)(2)により弁済しないうちに退職したときは、
- ① 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1
3. なお、支払期日が同日となる最終回分については、上記記載の順序による

郵政民営化に伴う

(郵便) 貯金債権の差押命令手続について

日本郵政公社に預け入れられた郵便貯金は、民営化（平成19年10月1日）の際、次のとおり分離されて承継されます。

つきましては、10月1日以降の申立てに当たっては、新たな当事者目録、差押債権目録によってください。

なお、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と「株式会社ゆうちょ銀行」の両者を第三債務者とする場合は、第三債務者ごとに差押債権額を割り付けてください。

承継先	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (定期性の郵便貯金)	ゆうちょ銀行
承継される郵便貯金の区分	定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金等の区分 (上記各郵便貯金の満期等が到来し、通常郵便貯金となったものを含みます。)	通常郵便貯金等
		民営化後に預け入れられた貯金

当事者目録

〒 000-0000 東京都千代田区.....

債権者 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

〒 000-0000 東京都千代田区.....

債務者 ○ ○ ○ ○

【株式会社ゆうちょ銀行】

〒 100-8798 東京都.....

第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒 000-0000 ○ ○ 県 ○ ○ 市.....

株式会社ゆうちょ銀行 ○ ○ 貯金事務センター

【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番8号虎ノ門4丁目MTビル5階

第三債務者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

代表者理事長 ○ ○ ○ ○

差 押 債 権 目 録

金 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入目から本命令送達時までに既に発生した利息債権(〇〇貯金事務センター扱い)のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。
なお、記号番号が同一の貯金があるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

差 押 債 権 目 録

金 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権(株式会社ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター扱い)のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金(預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (2) 定額郵便貯金(預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (3) 積立郵便貯金(措置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (4) 教育積立郵便貯金(措置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (5) 住宅積立郵便貯金(措置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (6) 通常郵便貯金(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。)
- 4 同種の郵便貯金があるときは、記号番号の若い順序による。
なお、記号番号が同一の郵便貯金があるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。

(資料7-1)

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

横浜家庭裁判所川崎支部平成 年(家ホ)第 号事件の執行力のある判決正本に表示された下記債権並びに執行費用。

1, 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 248,970円

(1) 金 240,000円

但し、判決主文4記載の平成 年8月から平成 年11月まで1箇月

6万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

(2) 金 8,970円

但し、執行費用

(内訳)

<省略>

(資料7-2)

請求債権目録(2)

(一般債権)

横浜家庭裁判所川崎支部平成 年(家ホ)第 号事件の執行力のある判決正本に表示された下記債権並びに執行費用。

1, 金 1,000,000円

但し、判決主文3記載の慰謝料の残金

2, 金 300円

但し、執行費用

(内訳) 執行文付与申立手数料 金 300円

合計 1,000,300円

2, 確定期限が到来していない各定期金債権

判決主文第4項記載の平成 年12月から平成22年10月(債権者、債務

者間の長男亮輔が満20歳に達する月)まで、毎月末日限り金6万円ずつの養育

費

(資料7-3)

差押債権目録(1)

(請求債権目録(1)の債権について)

1 金 248,970円(請求債権目録(1)記載の1)

2 平成 年12月から平成22年10月まで、毎月末日限り金6万円ずつ(請求債権目録(1)記載の2)

債務者(株式会社)○○○(勤務)が第三債務者から支給される、本命給送逐日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

但し、頭書2の金額については、その権定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

(1) 給料(基本給と諸手当、但し運動手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(但し、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から(1)と同じ税金などを控除した残額2分の1(但し、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

(資料7-4)

差押債権目録(2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 1,000,300円

債務者(株式会社)○○○(勤務)が第三債務者から支給される、本命令送逐日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

(1) 給料(基本給と諸手当、但し、運動手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1(但し、前記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から(1)と同じ税金などを控除した残額4分の1(但し、前記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

(資料 9)

第三債務者に対する陳述催告の申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年11月 日

申立人債権者代理人

弁護士 横 井 太 郎

当事者 別紙記載のとおり

本日御方に申立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に規定する陳述の催告をされたく申立てる。

陳 述 書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御 中

第三債務者株式会社 ××× 銀行 ×× 支店
支店長 ××××

下記のとおり陳述します。

1 差押えに係る債権の存否	あ る な い
2 差押債権の種類及び額 (金銭債権以外の債権は、その内容)	普通預金 ¥2,246,224-
3 弁済の意思の有無	あ る な い
4 弁済する範囲又は弁済しない理由	¥2,246,224-
5 差押債権について、差押債権者に優先する権利を有する者(例えば、質権者)がある場合の記入欄	優先権利者の住所、氏名
	優先する権利の種類及び範囲(金額)

6 他の差押え (滞納処分又はその例による差押えを含む。) 仮処分	執行裁判所等 事件番号	債権者の住所、氏名	差押え等の の送達年月日	差押え等の執行 された範囲 (金額)
			平成	

- (注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。
(2) 2については、現存債権について記入するもので、命令正本記載の債権をそのまま記入するものではありません。
(3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しのおつたものは記入する必要はありません。
(4) この陳述書に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して敬啓まで記載してください。

(資料 10-1)

平成20年 (ル) 第 号

陳 述 警

平成20年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

第三債務者

神奈川県川崎市

株式会社

銀行

支店

支店長

以下のとおり陳述します。

1. 差押えに係る債権の存否	あ る	な い
2. 差押債権の種類及び額 〔 金銭債権以外の債権は、その内容 〕	普通預金298,088円 別段預金3,460,630円	
3. 弁済の意思の有無	あ	な い
4. 弁済する範囲又は弁済しない理由	普通預金298,088円及び別段預金3,460,630円については、後記6の差押えと競合しているので供託の予定である。	
5. 差押債権について、差押債権者に優先する権利を有する者(例えば、質権者)がある場合の記入欄	優先権利者の住所、氏名	該当なし
	その権利の種類及び優先する範囲(金額)	該当なし

(資料 10-2)

執行 裁判所等 事件番号	債権者の住所、氏名	差押え等の 差押年月日	差押え等の執行 された範囲 (金額)	6. 他の差押え (擔納処分 又はその差押え による差押えを含む。)
				仮差押え 仮処分
東京地方裁判所 平成19年(ル)第 号	神奈川県川崎市 ××××	平成19年 11月30日	2,246,224円	
東京地方裁判所 平成19年(ル)第 号	東京都三鷹市 ××××	平成19年 12月28日	870,811円	
東京地方裁判所 平成20年(ル)第 号	山梨県笛吹市 ××××	平成20年 2月12日	343,595円	
東京地方裁判所 平成20年(ル)第 号	神奈川県川崎市 ××××	平成20年 2月28日	1,000,000円	

(注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。
 (2) 2については、現在債権について記入するもので、命令正本記載の債権をそのまま記入するものではありません。
 (3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しがあったものは記入する必要はありません。
 (4) この陳述態に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して横書きで記載してください。

事件番号 平成21(年)川第 号

陳述書

平成21年 月 日

横浜地方裁判所川崎支部 御中 〒XXXX-XXXX 〇〇〇〇〇

第三債務者 住所 有限会社 △△△△△
氏名 代表取締役 XXXXX
電話番号 ()



下記のとおり陳述します。

- 1 該当する答の□にレをし、必要な事項を記入してください。)
- 本件債務者を、全く雇用したことがない。〔→以下の記入は不要です。〕
 - 過去に雇用したことがある。〔→退職年月日を記入して、2に進む。〕
 - 退職年月日 平成 年 月 日
 - 現在雇用している。〔→3～6に進む。〕
 - 本件債務者に対して、これから支払期が到来する給料等がない。〔→以下の記入は不要です。〕
 - ある。〔→これから支払期が到来する給料等の額(所定の税金等を控除した手取額全額)を記入して、4～6に進む。〕
 - 給与の額 約 ¥232,930 円
 - 賞与の額 約 ¥403,422 円
 - 退職金の額 約 円
- 3 本件債務者に対して、現在支給している給料等の額(所定の税金等を控除した手取額全額)等は次のとおりである。
- (1) 月額 約 ¥232,930 円
- 支払方法 月給 (週給 (週額 円)
日給 (日額 円))
- (2) 賞与の支払期及び金額 夏期 (6月期) 約 ¥403,422 円
- 冬期 (2月期) 約 ¥403,422 円
- 4 差し押えられた金額を債権者に、支払う(とく月25日支給分以降)。
- 支払わない。(下記に理由を記載してください。)(理由)

- 5 本件債務者の給料等に対する他の差し押え(滞納処分による差し押えを含む)、仮差し押えが、
 ない。
- ある。内容は下記の別表に記載したとおりである。〔職務等又は裁判所から給料等の(仮)差し押えの書類が送られてくるか否か、ということですが、他からの差し押え等があるときは、その内容を下記の別表に記載してください。なお、既に取下げ、取消し又は解除のあったものは記載する必要はありません。〕
- 6 その他〔上記以外に陳述したいことがある場合は下記の陳述欄に記載してください。〕

別表

職務等・裁判所等 事件番号	債権者の住所・氏名	(仮)差し押え等の 送達年月日	(仮)差し押え等 が執行された 金額
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

陳述欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(資料12)

平成20年(ル)第. 号

送達通知書

債権者 ○○○○殿

平成20年×月×日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 ○○○○

当事者の表示 上記事件の差押命令記載のとおり

上記当事者間の債権差押命令正本は下記のとおり送達されました。

記

債務者 (○○○○○ 株式会社)	平成20年2月29日
第三債務者 (株式会社 ×× 銀行 × 支店)	平成20年2月26日

添付書類

- | | |
|------------------|----|
| 1. 執行力のある調書判決の正本 | 1通 |
| 2. 委任状 | 1通 |
| 3. 配当要求書副本 | 2通 |

配当要求申立書

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所 御中

〒〇〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

配当要求債権者 岡 品 可 雄

〇〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル 号室

〇〇〇〇法律事務所 (送達場所)

電話 △△・・・ Fax △△・・・

配当要求債権者代理人

弁護士 出 紀 杉 貴 男

配当要求債権者は、御宇平成〇年(月)第〇〇〇号担保不動産競売事件について配当要求をする。

1. 配当要求をする債権の原因及び額
別紙調書判決正本記載の通り
2. 配当要求の資格
配当要求債権者は、別添の執行力のある調書判決の正本を有する。

(資料 14)

平成 18 年 () 第 × × 号債権差押命令申立事件

債権者 ○ ○ ○ ○ ○

債務者 ○ ○ ○ ○ ○

第三債務者 ○ ○ ○ ○ ○ (株)

2006 年 月 日

横浜地方裁判所川崎支部 御中

債権者代理人

弁護士 × × × ×

平成 年 () 第 号 債権差押命令申立事件

債権者 ○ ○ ○ ○

債務者 ○ ○ ○ ○

第三債務者 ○ ○ ○ ○

債権者 取立届

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所 御中

申立人代理人 弁護士 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の顕著事件につき、債権者は第三債務者から、平成 年 月 日、金〇〇〇〇〇〇円の取立を致しましたので、届出致します。

(資料 15)

御庁上記当事者間の債権差押命令申立事件につき、債権者は第三債務者から下記のとおり取り立てましたのでその旨届けます。

記

取立届

取立日時	養育費等の定期債権分	それ以外の一般債権分
平成18年11月15日	145,856円	0円
取立累計額	145,856円	0円

(資料16)

平成 年()第 号 債権差押命令申立事件
 債権者 ○ ○ ○ ○ ○
 債務者 ○ ○ ○ ○ ○
 第三債務者 ○ ○ ○ ○ ○

取 立 完 了 届

○○地方裁判所 御中 平成 年 月 日

申立人代理人 弁護士 ○ ○ ○ ○ ○

上記当事者間の預審事件につき、債権者は第三債務者から、平成 年 月 日、金○○○○○円の取立を致しましたので、届出致します。

なお、取立は全額完了致しました(差押債権額金○○○○円、取立額累計金○○○○円、残額○円)。

(資料17)

平成20年(リ)第:×××号

債権者 ○ ○ ○ ○ ○
 債務者 × × × × × 株式会社
 第三債務者 株式会社 銀行

2008年 月 日
 債権者代理人
 弁護士 ○ ○ ○ ○ ○

上 申 書

上記当事者間の上記事件につき、取下げを致しましたので、横浜地方裁判所川崎支部平成19年(ワ)第×××号事件の執行力のある判決正本及び同事件判決送達証明書を送付されたく上申します。

東京地方裁判所 御中

上記事件につき

・横浜地方裁判所川崎支部

平成19年(ワ)第×××号事件の執行力のある判決正本

・同事件送達証明書

正にお受けしました。

2008年 月 日

債権者代理人
 弁護士 ○ ○ ○ ○ ○

1 通
 1 通

債務名義の事件番号 平成19年(ワ)第××号

執 行 文

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成20年 月 日

(庁名) 横浜地方裁判所川崎支部民事部
裁判所書記官

債権者 (原告)	○○○○
債務者 (被告)	××××株式会社

(資料18)

平成20年(ワ)第××号外1件債権配当事件(差押事件番号・平成20年(ワ)第××号)において、本債務名義記載の債権について債権者○○○○に下記金額を交付した。

1. 金10,270円

但し執行手続費用

1. 金134,873円

但し確定利息金

1. 金46,824円

但し平成19年3月30日から平成20年2月20日まで年5パーセントの割合による利息金(但し元金1,042,564円)

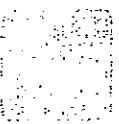
1. 金760,341円

但し元金の内金

平成20年 月 日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官



事件番号 平成20年(1)第 号外1件
配当期日呼出状及び計算書提出の催告書

債権者 殿

平成20年7月14日

東京地方裁判所民事第21部債権配当係
裁判所書記官

債権者
債務者
第三債務者

株式会社三井住友銀行川崎支店・株式会社三井住友銀行大分支店

外7名

株式会社

上記当事者間の配当等手続事件について、配当期日が下記のとおり指定されたので、同期日に当裁判所(民事執行センター)2階債権配当係事務室に出頭して下さい。

平成20年8月7日 午前 10時15分

- 1 債権者は、同封の債権計算書に所要事項を記載の上、この書面を受け取った日から1週間以内(住民票上)の住所を届け出てください。
- 2 同封の「債権計算書」に記載しきれない場合、別紙としてA4版の用紙に債権を記載してください。
- 3 出頭の際は、この書面及び印鑑(申立時のもの、または実印及び印鑑証明書)を持参してください。
- 3 供託金の場合、上記期日に現金を受領できるわけではありませんのでご了承下さい。

供託金額及び利息 金4,611,416円

平成19年(1)第 号	平成19年(1)第 号	平成20年(1)第 号	平成20年(1)第 号
平成20年(1)第 号	平成20年(1)第 号	平成20年(1)第 号	平成20年(1)第 号

電話番号: 03-5721-4792
FAX: 03-5721-4738

配当期日 平成20年8月7日 午前 10時15分 事件番号 平成20年(1)第 号外1件
担当 田中 史子 債権者 株式会社

債権計算書

東京地方裁判所民事第21部 御中 平成 20 年 月 日

氏名・商号 弁護士
電話 担当者

債権額の計算は下記のとおりです。

元金 番号	債権発生年月日 及びその原因	元金現在額	債務名義・仮差押命令 または担保権の表示
(例)	H2.1.1付元取契約	1,000,000	東京地裁H10799999和保郵普
債権額合計 金 円			
元金 番号	期間	日数	利率
(例)	H2.1.1~H2.12.31	365	年10%
利息・損金の別 円			
利息・損害金現在額 100,000			
合計 円			
利息 □年365日の特約あり			
損害金 □年365日の特約あり			
執行費用合計 円			
備考 <input checked="" type="checkbox"/> 前回の配当または差押命令発令以後入金なし			

(注) 配当金受領者が代理人の場合は、代理人自身の印鑑登録(弁護士会発行のものではなく、区役所等発行のもの)上の住所を必ず備考欄に記載してください。

債務者

株式会社

平成20年(1)第 号

証 明 書

受取人住所	川崎市高津区
氏 名	東京都 代理人
供託番号	平成19年度金第 号 (横浜地方法務局川崎支局)
払渡を受けるべき供託金及び利息の表示	
供 託 金	¥952,308円
利 息	¥0円
上記のとおり証明する。	
平成20年 月 日	
東京地方裁判所民事第21部	
裁判所書記官	